

2023年(2月6日(水))  
「12.6.4-6を忘れない6日行動」  
長瀬陽第一議員余録  
(地下4階第8面被電)  
金子勝(立正大学名誉教授)

「経済安全保障推進法」は何を狙うのか  
— 戦争と経済の傍着 —

』

はじめに

1. 岸田文雄内閣が、2022年12月16日に閣議決定した「経済安全保障三文書」(「国家安全保障戦略」、「国防力整備計画」)は、日本の国家が自己の「領土」、「領空」(「知」でも先制「得略」攻撃が「できり」とする「攻撃能力」を保有して、得略戦争を行ふことと明示した日本国の「得略戦争宣言」である。

2. この「得略戦争宣言」が発せられた最大の理由は、中国の共産党・ハイテン大統領政権が、PKOに代って21世紀の世界の経済・政治・軍事・技術・文化情報支配する「覇権国家」の国(覇権国)に存すると主張してきた(2001年12月11日の世界貿易機関への加入を画期として)中国を押し込むために(PKOの覇権国を守るために)

中国は、2020年に台湾に侵襲するとの仮説を立て、「2020年米中戦争」の準備を始めたことにある。

3. この準備の起点となったのは、PKOが、インド太平洋軍の7億7700万、デフォルト予算が、2021年3月9日のPKOが上院軍事委員会の公聴会で行った決の証言であった。「中国がインド太平洋地域で軍事力を急速に増強している」と、「インド太平洋地域での軍事バランスはPKO力と同程度に一層不利となっている」、「中国は、ルールに基づき国際秩序を主導する米國に取って代る」との野心的一層強めている。「台湾問題は中国の明確な野心的一つ」と、「脅威は今後10年間に、実際には6年で明確になる」と(2001年3月11日付「産経新聞(朝刊)」、「毎日新聞(朝刊)」)。

4. PKO力が「2020年米中戦争」の準備を始めた以上、PKO乃至上米の「日米核同盟」を結ぶ、日本国が、「2020年米中戦争」に参戦する準備を始めるには、存するようになった。

5. だから、岸田内閣は、「安全保障三文書」を編み出すという「憲法7-7条」を行って、得略戦争を行ふ国家を

持った侵略国日本を出現させた。

②「憲法77条」では、日本国憲法「第六條」の憲法已往手続の編理と条件を破り、物理的暴力(暴動)と精神的暴力(暴論)を用いて、憲法の全部又は一部を停止したり、変更したり、廃棄したりする行為のことを指す。「解釈改憲」も含まれる。

6. 2020年を起点とする日本国の「戦争前夜」が始まった。  
7. 侵略戦争を行つたためには、膨大な戦力・エネルギー・資源・各種等が必要となる。そして、「侵略国日本」を攻撃する能力には、日本国経済を侵略戦争が支える能力を持つ経済に転換させる必要がある。

8. 日本国経済の暴走を止めるために制定された法律の群衆が、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」-「経済安全保障推進法」である(2022年3月11日制定)。

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、  
①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、

### I. 「経済安全保障推進法」の構造

#### 4. 「経済安全保障推進法」は、

- (1) 「特定重要物資の安定供給の確保」、
- (2) 「特定社会基盤施設の安定的な提供の確保」、
- (3) 「特定重要技術の開発支援」、
- (4) 「特許制度の非公開」という4つの制度に関する政策を推進しよとする法律である。

2. その目的は、「国際情勢の複雑化、社会経済構造の高度化に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していること、金融及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定供給の確保及び特定社会基盤施設の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許制度の非公開に関する制度を創設することにより、

安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進すること(第一条)にありとている。

- 3. 「国家安全保障戦略」においては「経済安全保障」とは「我が国の平和と安全や経済的を繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」である。
- ②「経済安全保障」は国民の利益(利益)を確保することを目的としている。

### Ⅱ 「経済安全保障推進法」が定めること

1. 「特定重要物資の安定的な供給の確保」についての仕組み。
  - (1) 特定重要物資とは、国民の生存に必要不可欠若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資(700756(食糧)又はその生産に必要を原材料、部品、設備、機軸、装置若しくは700756(「原材料等」といふ)について、外部に過度に依存し又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損ずるおそれがあるため、安定的な供給確保を図るに特に必要と認められる物資のことで、政令で指定するものを指す(経済安全保障推進法「以下、法」第7条)
  - (2) 政令で指定された特定重要物資は次の種類がある(2022年12月)。

一	食糧
二	燃料
三	水産物
四	工作機械及び関連用ロボット
五	食料品の包装(食料品の包装及び貯蔵の確保を促進するものに限る。)
六	半導体素子及び半導体
七	物産
八	インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子情報(人出力装置を含む)を他人の管轄地域の用に供するシステムに用いるプログラム

九 重要物資の供給  
 十 重要物資の供給  
 十一 重要物資の供給

(3) 特定重要物資等(特定重要物資又はその生産に必要な原料等)の安定供給確保を図らうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の

安定供給確保のための取組(「供給確保計画」)を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることとなる(法第六條第一項)。

(4) その認定を受けた者(「認定供給事業者」)は、資金支援を受けることとなる(法第六條第二項、第四十七條)。

(5) 資金支援の例(報道から)。  
 ② 経済産業省は、台湾積体電路製造(TSMC)とユニークループとが、半導体工場に最大で4760億円の助成を行うと発表した(2022年6月17日)。

① 経済産業省は、政府の所見を踏まえ(2022年6月)に、半導体製造会社「ソニー」(ソニーグループ)に

最大で7.7兆円(7700億円)の支援を決定して、ソニーグループ、NEC、三菱UFJ銀行の3社が合計93億円の支援(総額)に対して、3300億円の支援を決定して、(2022年11月11日発表、700億円)。

② 経済産業省は、トヨタ自動車から国内で計画する電気自動車(EV)用リチウム電池の開発や生産に對し、最大1198億円を補助すると発表した(2022年6月16日)。

④ 経済産業省は、半導体や蓄電池を想定した重要物資の国内生産を促す減税措置「戦略物資生産基礎税制」の新設を計画している(2023年4月26日「読売新聞(朝刊)」)。

(6) 「特定重要物資等」は、21世紀のデジタル産業を維持・発展させるため、2022年6月16日「読売新聞(朝刊)」に掲載された。その中で、特定重要物資の生産に必要な原料の供給の中心は中国である。その中で、供給の途絶を防ぐため、中国からの経済的自立を図らうとしている。

(7) 「特定重要物資等」の安定供給確保を図らうとする者は、「供給確保計画」を作成し、主務大臣に

提出して、その認定を受けるものは存在しない(法第九條第一項)。内閣が、特定重要物資を採掘し、その物資の供給確保手段を総制すること、戦時的経済統制行為と同質の行為である。

2. 「特定社会基盤関係の安定的な提供の確保」にこの種の祖い。

(1) 特定社会基盤関係とは、国民生計及び経済活動の基盤となる関係にある。その安定的な提供に支障が生じた場合に、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものといふ(法第五十條第一項)。

(2) 特定社会基盤関係の提供を行う者のうち、その使用する特定重要設備(特定社会基盤関係のうち、国家的に提供するため重要なもの)かつ、我が国の外部から行われる、特定社会基盤関係の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして、主務官庁(定めらるるもの)の機能の停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤関係の安定的な提供に支障が

生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものとして主務官庁の定める基準に該当する者を、特定社会基盤事業者として主務大臣は指定すること(法第五條第一項)。

(3) 特定社会基盤事業者の対象となる事業は、次のいずれの種類にあつては(法第五十條第一項)。

- 電業事業、ガス事業、石油精製業、石油ガス輸入業、水道事業、水道用水供給事業、第一種鉄道事業、一般貨物自動車運送事業、貨物定期航空路事業、貨物不定期航空路事業(主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物の運送するもの)、国際航空運送事業、国内定期航空運送事業、空港の設備及び管理を行う事業、空港に係る公共施設等運営事業、電報通信事業、放送事業(基幹放送を行うもの)、郵便事業、包郵的信用購入あつせん業務事業(クレジットカード事業)。

(5) 14種の特定社会基盤(基盤に73)事業は、現行の競争遂行に不可欠のものである。

(6) 特定社会基盤事業を行う者(特定社会基盤事業者)は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合、又は、他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作を行わせる場合には、あらかじめ、当該特定重要設備の導入又は特定重要設備の維持管理若しくは操作の委託に関する導入等計画書を作成し、主務大臣に届け出なければならぬ(法第五十二条第一項)

(7) 主務大臣は、特定重要設備が特定妨害行為(我が国の外部から行われる特定社会基盤設備の安定的な提供を妨害する行為(法第五十二条第二項第二号ハ))の手段として使用されるおそれがあると認めるときは、導入等計画書の内容の変更や導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、若しくは特定重要設備の維持管理若しくは操作の委託を行わせること等を中止すべき旨を告知すること(法第五十二条第六項)。

(8) このことは、企業活動に対する内閣の統制

(4) 内閣は、2023年11月7日、14種の特定社会基盤事業者(210事業者)を指定したと発表した。

〔2023年11月18日付「読売新聞(朝刊)」より〕

# 「経済安保強化」210事業者

## 重要やし只 重要設備導入審査

政府は7日、経済安保強化の一環として、14種の特定社会基盤(基盤に73)事業者(210事業者)を指定したと発表した。指定された事業者は、特定社会基盤事業を行う際に、重要設備の導入や維持管理、操作の委託を行う場合、あらかじめ主務大臣(経済産業大臣)に導入等計画書を作成し、届け出なければならない。また、主務大臣は、特定重要設備が特定妨害行為(我が国の外部から行われる特定社会基盤設備の安定的な提供を妨害する行為)の手段として使用されるおそれがあると認めるときは、導入等計画書の内容の変更や導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、若しくは特定重要設備の維持管理若しくは操作の委託を行わせること等を中止すべき旨を告知すること(法第五十二条第六項)。

	東京電力ホールディングス、関西電力
	東海ガスネットワーク、大井ガスネットワーク
	北ガス、ENEOS、エネオス
	みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友銀行
	JR東日本、JR西日本
	日本道路、池田バス、ヤマト運輸
	全日本空輸、日本航空
	KDDI、ソフトバンク、NTT

〔小規模無人機〕  
 ・ 小規模無人機（AUV）の無人・省  
 人による攻撃・侵入・回収技術  
 ・ 小規模無人機（AUV）の自律性・機  
 能向上技術（小型化・軽量化）  
 ・ 小規模無人機の自律航行技術（自律航行）

（日本国憲法〔以下、憲法〕第二十二條第一項の「**職業の自由**」に支障を及ぼす）であり、戦時的経済統制行為と同質の行為である。

(9) 14種の特定社会基盤事業は、コンピュータで制御されているから中国等からのサイバー攻撃の特定社会基盤事業を穿るといふ意図も示されている。

3. 「特定重要技術の開発支援」についての祖い。

(1) 特定重要技術とは、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術（「**先端技術**」）の35。当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報や外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に伝達することや外部から行われる行為によってこれを定量的に利用できなくなった場合において、国家及び国防の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものという（**法第六十一条**）。

(2) 経済安全保障推進法（**法第六十條**）及び経済安全保障推進法（**法第六十條**）は、2022年9月16日、財政支援を目的に「特定重要技術」として、次の2の技術を指定した。

- ・ GPRS通信（）における暗号化通信技術
- ・ 先進センシング技術を用いた車両から導出される空間の認識技術
- ・ 画像データから有用な情報を抽出・解析し統合処理する技術
- ・ 電子技術等の最先端技術を用いた車中における車対車センシング技術
- ・ 運行の自動船舶識別システム（AIS）を高次元化した次世代データ共有システム
- ・ 技術
- 〔半導体・製造技術〕
- ・ 高度製造技術（半導体製造技術）
- ・ 自動・自律運用可能な衛星コンスタレーション・ネットワークシステム技術
- ・ 高性能小規模無人機技術
- ・ 小規模無人機等の多機能・多用途センサー技術
- ・ 災害・緊急時等に活用可能な長時間・長時間等の飛行を可能とする小規模無人機技術
- ・ 小規模無人機との信頼性の高い情報通信技術
- ・ 小規模無人機の自律航行・分散制御技術
- ・ 国土の安全性を高める小規模無人機等の技術
- ・ 技術
- ・ 小規模無人機の飛行経路における状況認識技術
- ・ 小規模無人機を用いた航空監視技術（ドローン監視技術）
- ・ ロボット化技術
- ・ 航空機エンジン向け燃焼材料技術
- ・ 航空機エンジン（航空機エンジン）の燃焼効率向上技術（燃焼効率向上技術）
- ・ 航空機エンジン（航空機エンジン）の燃焼効率向上技術（燃焼効率向上技術）
- ・ エンジン設計技術
- 〔情報技術・サイバー空間領域、バイオ領域〕
- ・ ハイパワーを要するモバイルデバイス等に搭載可能な次世代通信技術
- ・ 宇宙機・衛星を用いた革新的通信・情報ネットワーク等技術
- ・ AI・エレクトロニクスに関する知識・技術体系
- ・ 不正検知・検知技術（ソフトウェアウェア・ソフトウェア/ハードウェア）
- ・ ハイブリッドクラウド利用技術
- ・ 生体分子シーケンサー等の先端研究分野技術・技術

(3) 軍事利用が目的となる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、研究開発に資金を寄附する研究開発大臣は、官民「協議会」を組織でき、(法第六十二條第一項)。

(4) 官民「協議会」の構成員は、研究開発大臣、研究開発の推進者その他、必要に応じ、国の閣内行政機関の長、研究開発に従事する者、特定重要技術調査研究機関を加えることとする。(法第六十二條第三項)。

(5) 特定重要技術調査研究機関とは、内閣総理大臣の委託を受けて、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要を調査研究を行う組織である。(法第六十四條第三項、第四項)。

(6) 「協議会」の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由が無く、当該事務に関し知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。(法第六十二條第七項)。  
その秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(法第九十五條第一項第一号)。

(7) 「特定重要技術調査研究機関」(以下「特定重要技術調査研究機関」といふ)は、

内閣総理大臣の意向を体した先端的な特定重要技術の研究開発の設計図を引き、それに基づいて、学科差等を課せらるる官民「協議会」が組織される。内閣総理大臣(内閣)主導の官製軍事研究機構が形成され、軍事研究が研究室に行われる。

(5) 「特定重要技術調査研究機関」に、内閣と防衛省の意向が入り、官民「協議会」に防衛大臣が入ることにより、内閣主導の米日軍事研究同盟が形成される。

(6) 研究開発の成果は、日本国の軍需産業を大きく、軍事経済の支柱となる。また、内閣の軍需産業に利益を支えることになる。

(7) 国家により軍事研究重視の態度は、他の研究の軽視化を醸成し、研究の対等化に発展を促らして、「学問の自由」(憲法第二十三條)を歪める結果をもたらすことになる。

4. 「特許出願の非公開」に於ける組員。

(1) 特許庁長官は、特許出願を受理した場合において



① 特許出願の非公開・開示の注釈

② 特許等に開示する無人航空機・自律航行機の注釈

③ 特許出願の非公開・開示の注釈

④ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑤ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑥ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑦ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑧ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑨ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑩ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑪ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑫ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑬ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑭ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑮ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑯ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑰ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑱ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑲ 特許出願の非公開・開示の注釈

⑳ 特許出願の非公開・開示の注釈

㉑ 特許出願の非公開・開示の注釈

特許出願書等(特許法)に、公に打ち出される外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損う事態を生ずるおそれがある発明が含まれる技術の分野の発明が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。(特許法第六十六条第一項)

(2) 公に打ち出される外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損う事態を生ずるおそれがある発明が含まれる技術の分野には、同日内閣は、2023年8月1日、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する正令」を制定し、

(附則第1条)、「特許出願の非公開」の対象となる発明が生ずるおそれのある25の「特定技術分野」と「特許出願の非公開」の対象となる発明の要件を決定した。

④ 「特定技術分野」(検査器の開発に関する技術の分野、武器に用いられるユニークな技術の分野)。

① 特許出願の非公開の対象となる発明の要件。

- (イ) 我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するものの発明。
- (ロ) 国又は国文研究開発法人(後立行政法人)又は国文研究開発法人(後立行政法人)が専ら又は共同して行つておる発明であつて、その発明が我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するものであるもの。
- (ハ) 国又は国文研究開発法人(後立行政法人)又は国文研究開発法人(後立行政法人)が専ら又は共同して行つておる発明であつて、その発明が我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するものであるもの。

権利の行使を著しく妨げることとなる発明及び国文研究開発法人が専ら又は共同して行つておる発明であつて、その発明が我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するものであるもの。

国文研究開発法人が専ら又は共同して行つておる発明であつて、その発明が我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するものであるもの。

国文研究開発法人が専ら又は共同して行つておる発明であつて、その発明が我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するものであるもの。

(3) 内閣総理大臣は、特許出願に係る書類の送付を受けたときは、当該特許出願に係る明細書等に公にすることによつて外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損ふ事態を生ずるおそれが大いなる発明が記載されているか、そのおそれの程度及び保安指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保安をすることが適当と認められるかどうかの審査(「保安審査」)をするものとする(法第六十七条第一項)。

(4) 内閣総理大臣は、「保安審査」の結果、当該特許出願に係る明細書等に公にすることによつて外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損ふ事態を生ずるおそれが大いなる発明が記載されているか、そのおそれの程度及び指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報保安をすることが適当と認めるときは、当該発明を保安対象発明として指定し、特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする(法第七十条第一項)。

保安指定の期間は、原則、一年(法第七十条第二項)。一年延長できる(法第七十条第三項)。

(5) 何れも、日本国内でした発明であつた場合には、その第六十六条第一項本文に規定する発明であつたとは、特許庁長官が、公にすることを、外部から行つた行為によつて、國家及び國民の安全に影響を及ぼすものでないこと、申すのであつた旨の回答を求めた場合を除き、当該発明を記載した外國の願を以てするものとする(法第七十八條第一項)。

(6) 「特許法」は、「特許出願の公開」(第六十四條第一項)を規定してゐる(特許法の自由を構成する所定事項の他の一事項)。

「特許出願の非公開」は、所定事項を禁止しない形態(「特許出願の秘匿」)であり、発明と技術の発露を阻害するものとなる。産業の発露を阻害することに當り、

(7) この「特許出願の非公開」の制度は、戦略的技術(「デュプリケーション」)の軍事にも利用されるべき「特許出願の非公開」(軍事技術を含む)を「特許法」に定めるべきとする旨の布告であつたものと見らる。

「セキュリティ」の「Security clearance」(秘密情報取扱職員の適格性を確認すること、安全性評価)を履行する。

(8) 情報を取り扱う人の身辺調査を行う。

家族、親戚、友人、知人、ペットを含む、在米外國の親戚が、行方不明、本人の病歴、借入金、犯罪歴、貯蓄、債権、国籍も調査する。

(9) 調査機関を設置する。  
新しい秘密調査員を設置する。

(10) 保全情報(秘匿)。

(11) 「バック」等の脅威対策に関する情報。  
(12) 「サイバー」による(犯罪)上の脆弱性に関する情報。(center)

(13) 國際的な共同研究開発関係に関する情報。

(14) 規制情報に関する情報。

(15) 情報を漏らした場合の罰則。

「特許情報保護法」の水準とする。

(16) 本人だけでなく本人の関係者も「サイバー」(憲法第一三條「個人の尊厳」に基づく命令情報)の管理(権利)が破壊される。

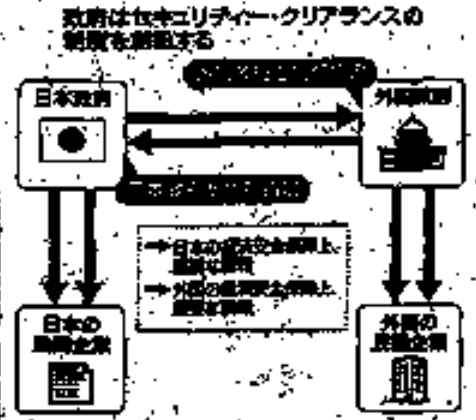
# 機密資格基準厳しく

## 米欧並み、漏洩に罰則

経済安保法改正案

機密資格の厳格化は、高度な技術やノウハウの流出を防ぐ上で極めて重要である。今回の改正案は、米欧並みの厳格な基準を導入し、漏洩行為に対する罰則を強化することで、国家の経済と安全保障を確保する。特に、重要技術や経営情報の漏洩を防止し、競争力のある産業を育成する効果が期待される。

### 民間企業「範囲明確に」



機密資格と重要技術の強化

アクセス権限を2段階に分割

本人が申請した場合のみ

漏洩しても不利な罰則の課せ

重要技術が流出した場合以下

機密資格の範囲を拡大する

重要技術や経営情報の漏洩を防止する

機密資格の範囲を拡大する

重要技術や経営情報の漏洩を防止する

機密資格の範囲を拡大する

重要技術や経営情報の漏洩を防止する

機密資格の範囲を拡大する

重要技術や経営情報の漏洩を防止する

機密資格の範囲を拡大する

重要技術や経営情報の漏洩を防止する

機密資格の範囲を拡大する

重要技術や経営情報の漏洩を防止する

(2023年10月6日付「日本経済新聞(朝刊)」)

すすか

1. 日本国憲法は、至らぬ解釈から導き出される「非戦・非武装・対話・永久平和主義」の實踐を理念とする「第九条」を以て、一國の経済と国家財政の軍事化を禁じた世界初の憲法である。
2. 「経済安全保障推進法」は、経済と軍事の反中国路線を打ち上げて、国家の力で軍需産業が國の経済を牽引するとの建憲の軍事経済を新しく確立しようとしている。